

大阪地方裁判所委員会（第13回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

3月3日（月）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成20年3月3日（月）午後2時00分から午後5時10分まで

2 場所

大阪地方裁判所第2会議室

3 出席者

（委員）朝比奈千秋，中周子，西田正吾，西脇一枝，森克二，薬師寺玲，
山口信吾，吉川純一，高村順久，山根英嗣，川合昌幸，佐々木茂美
（敬称略）

（説明者）小久保孝雄，大西宏侑，谷井洋文，植田武志，池野翔子

（事務担当者）小佐田潔，原田一男，神野章，長路基樹

（庶務）橋本貢，木原陽子，冨永武昭

4 配布資料

簡易裁判所手続関係のリーフレット，調停申立書の定型用紙，ADR関連のリーフレット，ほか

5 議題

- (1) 説明（テーマ：民事調停手続について）
- (2) 調停室等見学
- (3) 電子紙芝居視聴
- (4) 上記テーマについての意見交換
- (5) 次回テーマ

6 議事

(委員長：■ 委員(法曹関係者)：○ 委員(学識経験者)：◇ 説明者，
事務担当者及び庶務：▲)

(1) 所長のあいさつ

(2) 取組に関する報告

所長から，前回委員会で委員から出された意見を踏まえ，裁判所において
取り組んだ内容につき報告した。

ア 裁判官会議における周知

イ 地域イベントでの裁判員制度広報活動

ウ 模擬評議参加者の声を裁判員制度広報に活かす取組

(3) 説明

大西大阪簡易裁判所裁判官から，民事調停手続についての説明を行った。



(4) 調停室等見学

(5) 電子紙芝居視聴

裁判所の担当者による交通調停を題材とした模擬調停の電子紙芝居(※パ
ワーポイントを用いた映像によるもの)を視聴した。

7 意見交換(テーマ：民事調停手続について)

◇：電子紙芝居を見て思ったのだが，調停案に同意するかどうかは，調停委員の伝
え方によって変わるケースもあるのではないか。たとえば，相手が同意するので
あれば，自分も同意するというように相手の出方次第で自分の回答が変わる場合

もあると思うが、実際の調停では、調停案を示す際に、相手方の同意まで伝えるというような決まり事はあるか。

◇：調停委員としての経験から申し上げますと、本人の了解を得なければ、相手に言うことはない。調停委員は、当事者双方から意見を聞き、調停委員の判断を含めた上で、双方に話をしており、相手の情報をそのまま伝えることはしていない。特に、調停事件は当事者間の感情の問題が大きいため、感情面で悪い方向に行かないように気を付けている。たとえば、当事者を同席させるかどうかについても、事前の資料等により事情を把握した上で決めている。

◇：電子紙芝居は調停が成立した事案であったが、調停案を提示したところ、一方の当事者は同意するが、片方の当事者が反対する場合は、再度調停案を提示することもあるか。

▲：ケースにより色々な方法があるが、安易に調停案を再提示することはない。調停委員会は、当事者双方の事情を聞いた上で、合理的な判断の下に調停案を提示しており、一方が同意で一方が不同意だから中間の案を再提示するということは、むしろ調停委員会の信頼を損なうことになるからである。

◇：調停委員は、調停案で提示する額をどのように決めているのか。

▲：調停委員は、当事者から様々な情報を集めている。その上で、理論上計算した額だけではなく、当事者の支払能力や相手方の満足度など心理的な面も考慮して、最終的に調停案として数字を提示している。

◇：申立人の請求金額より高くなるということはあるか。

▲：民事の場合は当事者の請求が基本なので、原則としてそれを越えた調停案を調停委員会が提示することはない。

◇：今日初めて調停制度についての詳しい説明を聞いたが、非常に良い制度であり、裁判員制度は調停制度から出てきたのではないかという感じを受けた。病院内でも、トラブルが発生した場合に、調停と同じようなシステムを持っている例があるが、そのようなシステムに裁判官が入ることはないのか。

■：裁判所外で行う話し合いには，裁判官は入らない。裁判所で行う調停というシステムのほかに，今日，我が国では，例えば業界内で話し合いのシステムを設けるなど，紛争解決手段として，多重的なシステムが設けられている。昔は家族や地方の有力者が仲介者となってもめ事を解決してきたが，時代が変化し，地域社会における自律機能が低下してくると，地域内の紛争について，それを越えたところで様々な話し合いのシステムが作られ，最終的な解決システムとして裁判所があるという構造になっている。

◇：慰謝料の金額について，その妥当性や考え方の基準はあるか。

▲：調停は裁判とは違い，双方の折り合いを踏まえて考えていく必要がある。一方が慰謝料の額にこだわるのであれば，調停の成立は難しいと思う。調停が不成立になり，訴訟に移行した場合の時間的・金銭的なリスクも考慮した上で，調停で紛争を解決するために妥当な額として慰謝料をどの程度考えているかを当事者に聞いて，調停委員会が調整している。

○：弁護士会では交通事故委員会を中心とし，過去の判例を参考にした上で，賠償額の基準を出している。



◇：電子紙芝居の調停では，第4回期日まで開かれていたが，通常はどれくらいの期間で終わるのか。

▲：大阪簡易裁判所の一般調停事件は，通常3，4回で終了し，それぞれの期日は約1箇月の間隔で行っている。

◇：調停が成立する率はどれくらいか。

- ▲：特定調停事件を含めた数字として、全体の80パーセントが成立するという統計がある。
- ◇：調停が不成立で、訴訟を提起しない場合は、申立人が請求をあきらめているということか。
- ▲：調停が不成立になると、調停手続は終了するが、その後の手続については、調停委員会の立場を越えることになるので、市の法律相談や弁護士会に相談するように説明している。
- ：事件内容にもよるが、過失の割合が高い場合や自分の主張が訴訟で認められにくいと見通した場合など、訴訟をするメリットが少ないと判断した場合は、あきらめる場合もある。
- ◇：調停の途中段階で、調停委員が調停では無理だと判断する場合はあるか。
- ◇：色々な紛争解決手段がある中で、申立人は調停手続を選んだのであるから、調停委員は当事者双方の言い分を十分に聞いた上で、調停で解決できるように全力を挙げている。
- ▲：調停をしないものとして事件を終了させるケースとしては、たとえば、利息制限法に違反する利息、遅延損害金の支払のみを求める場合がある。調停はルールに則して行うので、ルールを逸脱する場合は、調停手続を打ち切ることもまれにある。
- ：民事調停委員の男女比についてはどうか。
- ▲：大阪簡易裁判所の例で申し上げますと、民事調停委員の総人数は448人となっているが、女性は39名で、全体の9パーセントである。
- ◇：調停委員はどのようにして募集しているのか。
- ▲：いわゆる一般公募はしておらず、調停委員を志望する人による申込みが基本である。調停委員の資格としては、年齢的には40歳以上70歳未満の人格見識の高い人とされており、裁判所で面接をして選考している。
- ◇：調停委員の仕事量はどれくらいか。

◇：回数が多い人の場合で、週2，3回程度である。

○：家庭裁判所の調停委員には女性が多いが、どのように確保しているか。

■：家裁は家庭の話が多く、身近な経験でもって話ができることから、女性の調停委員も多いが、民事の場合は、金の貸し借りや近隣の争い、交通事故やセクハラ等様々なケースがあることから、希望する女性が少ないようだ。

◇：女性の調停委員が39人しかいないと聞いて驚いた。調停委員の仕事をやりたくないというより、そのような仕事があることを知らない人が多いのではないか。そもそも民事調停という手続自体、一般的に馴染みがないと思う。調停手続についての積極的な広報が必要だと思う。女性の多い職場として、たとえば学校の先生に依頼してはどうか。

また、コンピューター技術者の調停委員もいるということだが、専門的な分野の調停委員をどのように確保しているのか。

▲：専門分野における調停委員については、主として専門家の団体に適任者を推薦していただくように裁判所から依頼している。

○：調停委員は家事も民事も扱うということにすればよいのではないか。たとえば、セクハラやドメスティックバイオレンスの問題は、家事事件とも全く無関係ではないので、調停委員を併任することで解決するのではないか。

■：次に、調停の広報活動について御意見を伺いたい。

▲：裁判所の広報というのは、司法手続に関するものであるもので、これまでは、一般の国民に対して行うというよりは、紛争解決手段が必要になったときに適切な手続に誘導する目的での広報活動をしてきた。調停の手続に関して言えば、紛争を抱えた方が市役所などの相談機関に行くことを想定して、各種のパンフレットを市役所窓口や消費生活センターなどの相談機関に配っている。また、ホームページにも調停手続の一般的な案内を載せたり、申立書式のダウンロードなどもできるようにしている。

そのほかにも、調停協会に調停相談をしてもらうという形で町中での活動を実

施したり、以前には裁判所内で調停手続についての説明会を実施したこともある。

法テラスとの関係では、法テラスに相談に来た人の中で、相談内容によっては裁判所の調停手続などに誘導されたケースも一定数あると聞いている。

◇：調停委員を求めていますという形での口コミでの募集は、どのような範囲でやっているのか。

■：東京、大阪では応募自体は多く、断っていることもある状況だが、女性からの応募は少ない。

◇：現在5、60代になる世代では、家庭に入っている女性が大半で、もともと調停委員になる母数が少ないのではないか。女性の調停委員が39人というのは確かに少ないが、この世代でこの男女比率というのは、適切に集まっていると言えるのかもしれない。

裁判所の仕事というものが、家庭の主婦や外で働いた経験のない人にとっては、少し重いのではないかとも思う。ただ、調停委員の募集に関しては、もっと工夫する必要があると思う。

◇：消費生活相談員などで調停委員をしている者もいるが、家裁はいいが地裁はちょっと敷居が高いという意見があり、地裁は敬遠されているようだ。

◇：調停委員に女性の比率が少ないのは問題だと思うので、新聞記事などに取り上げてもらうなどして、女性の応募が増えるように積極的に取り組んでほしい。また、裁判所は、人の気持ちが分かる人を積極的に集めないといけないと思う。

■：調停を行う際に求められる情報収集能力やコミュニケーション力といった点に関して、みなさんの経験から何か意見はないか。

◇：調停委員になる以前に、35年ほど実業界での職務経験があり、管理職になった後は様々な異なる意見をまとめるなど、調停委員のような仕事もしてきた。実業界にいる人であれば、コミュニケーション力や交渉力は誰でも磨いていると思うが、人の話に耳を傾けることについてはあまり重要視されていないのかもしれない。実業界では、自分が主張して相手を説得するのが大切だったが、調停では説

得ではなく耳を傾けて自然に答えが出てくるように持っていく必要があるので難しい。しかし、そこが調停委員の仕事の興味深いところであり、新しいキャリアであると思う。交通事故の金額にしても、調停委員が金額を提示するのではなく、話し合いの中で自然に金額が出てくるのがいい方法だと思うが、そのようなやり方は実業界ではなかったものである。

◇：大学に来る前に20年の企業経験があるが、企業の場合と異なり、大学では一国一城の主の集まりのような部分が強く、大学内での調整は難しいと感じている。セクハラなどの問題は社会通念に従って判断すればよいが、その他の問題では、大学というのはなかなか難しい世界であると思う。

◇：私も大学で人権委員を経験したことがあり、学内で事件の訴えがあると、対象者の処分を決めていくが、様々な軋轢があり調整が難しかった。そういう難しさは、まさに調停と同じような仕事であると言えると思う。一つの問題でも人によって捉え方がいろいろで、非常に難しいものだと感じている。

■：ADRについて、民間で行われている紛争解決システムに実際に携わっている委員から、説明願いたい。

◇：例えば、「かいけつサポート」という民間型ADRがあり、法務大臣から認証を受けている。認証されていない団体でも解決できないわけではないが、認証を受けた方が活動がしやすいというメリットがある。認証されている代表的なものとしては、大阪や京都の弁護士会、日本商事仲裁協会、日本スポーツ仲裁機構、家電製品協会、自動車製造物責任相談センター、大阪土地家屋調査士会など、8件が認証されている。それ以外にも、銀行協会の銀行よろず相談所や、日本証券業協会の証券あっせん・相談センター、住宅リフォーム・紛争処理支援センターなどのいろいろな民間団体がある。

民間型ADRのメリットとしては、手続や結果が非公開なので、プライバシーや営業の秘密が守られる、訴訟よりも短時間で、1件あたり1万円くらいの低費用で解決が図れる、いろいろな分野の専門家が関与している、様々な解決方法が

あるので自分の思ったような解決が図れる，などの利点がある。スタートしたのが平成19年4月なので，これからもっと民間型ADRは増えていくと思う。

○：大阪弁護士会の民事紛争処理センターも認証を受けている。平成16年に，ADRが裁判と並ぶ国民にとって魅力的な解決方法となるようにということでADR促進法ができた。法務大臣が認証していれば，時効が中断される，調停を事前に行うことになっている家賃の増減額や離婚の問題について，調停部分をADRをもって代えられるというメリットがある。大阪弁護士会の民事紛争処理センターでは，各種民事紛争を扱っているが，平成12年で58件，平成13年で75件，平成18年で61件であり，大阪簡裁の調停が年間1万1千件あるのと比べると件数としてはかなり少ないが，裁判所が苦手な人もいるので多少は役に立っていると言えるのではないか。

また，費用が安く，申立て方法が分からない場合には担当弁護士が手続説明や書類作成を補助するなどのサポートもある。調停と似た手続きではあるが，調停よりもっと小さい事件が多いような印象を受ける。仲裁もやっているが，仲裁は日本には馴染まない制度なのかあまり機能せず，民事紛争処理センターでも仲裁はほとんど行われていないというのが現状である。また，広い意味のADRの中には，地方労働委員会などがあり，個別労働紛争についても最近は非常によく使われていると思う。

■：紹介してもらったのが民間型，行政型のADRであるが，司法型ADRとして裁判所で行う調停がある。

◇：いろいろな紛争解決手段があるが，例えば，今聞いた弁護士会で行っているものと裁判所の調停では似ている気がするが，選択する際の基準はあるか。

○：調停だと作成された調書は判決と同じ効力があるのに対して，弁護士会が行うものにはそのような効力までではない。しかし，簡易なケースは弁護士会に持って行った方がいいという気がする。

8 次回の予定

(1) 次回地裁委員会（第14回）開催日

平成20年6月2日（月）

(2) 意見交換のテーマ

裁判員裁判模擬評議

